

## 市営住宅入居資格に関する事項

市営住宅条例第6条の7による入居者の資格についての必要な条件は下記のとおりとする。

(市営住宅に入居出来ない者)

- 1 市営住宅、町営住宅、県営住宅などに現に入居している者  
ただし、同居人で婚姻などによる世帯分離の場合を除く
- 2 水道使用料、下水道使用料、国民健康保険料など公的料金の滞納がある者
- 3 自己所有(共有持分含む)の住宅がある者  
ただし、売買契約等住宅を手放すことが確実な場合及び佐久間、春野、水窪、龍山地域の住宅に入居する場合を除く

(特別な特定優良公共賃貸住宅)

- 1 特定優良公共賃貸住宅を用途変更し準特定優良賃貸住宅(公営型)とした住宅の入居資格は、公営住宅の入居資格を準用する。

(単身入居要件に関すること)

- 1 単身要件の60歳以上については、政令改正に伴う経過措置として昭和31年4月1日以前に生まれた者を含むこととする。

(内縁関係に関すること)

- 1 入居資格の同居親族における内縁関係の者とは、住民票により未届けの配偶者が確認できる者とする。

附 則

平成23年4月1日から運用する。

附 則

平成24年4月1日から運用する。

附 則

平成27年1月8日から運用する。